

庁名

大分家庭裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料										備考
		郵便切手の場合									予納金の場合 (欄外注記1参照) ※郵便料を現金・ 電子納付する場合 の金額。郵便切手 で納付する際は不要	
		500円	210円	180円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
成年後見 制度に関する審判	後見開始	3			9		2	4	1	2680円	3000円	予納金の場合は、別途 110円切手を1枚納めてください。
	保佐開始	5			10		2	4	1	3790円	4000円	予納金の場合は、別途 110円切手を1枚納めてください。
	補助開始	5			10		2	4	1	3790円	4000円	予納金の場合は、別途 110円切手を1枚納めてください。
	任意後見監督人選任	3			9		2	4	1	2680円	3000円	予納金の場合は、別途 110円切手を1枚納めてください。
	成年後見人(保佐人,補助人)選任	3			6		2	4	1	2350円	2500円	予納金の場合は、別途 110円切手を1枚納めてください。
	成年後見監督人(保佐監督人,補助監督人)選任	3			6		2	4	1	2350円	2500円	予納金の場合は、別途 110円切手を1枚納めてください。
	成年後見人(保佐人,補助人)辞任許可	3			4		1	2		2030円	2000円	予納金の場合は、別途 110円切手を1枚納めてください。
	成年被後見人(被保佐人,被補助人)の居住用不動産処分許可				1					110円	欄外注記2参照	
	特別代理人選任(被後見人のための)				5					550円	欄外注記2参照	
	臨時保佐人選任				5					550円	欄外注記2参照	
	臨時補助人選任				5					550円	欄外注記2参照	
	成年後見人(保佐人,補助人)の報酬付与				1					110円	欄外注記2参照	
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託	2			4					1440円	1500円	
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託取消し・変更	2			4					1440円	1500円	
	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可				1					110円	欄外注記2参照	
行方不明者に関する審判	不在者財産管理人選任				9	1				1090円	1000円	予納金の場合は、別途 110円切手を4枚、 100円切手を1枚納めてください。
	不在者の財産管理人の権限外行為許可				1					110円	欄外注記2参照	
	失踪宣告	2	2		13					2850円	3000円	
親子に関する審判	未成年後見人選任	3			7		2	4	1	2460円	2500円	予納金の場合は、別途 110円切手を1枚納めてください。
	未成年後見監督人選任	3			7		2	4	1	2460円	2500円	予納金の場合は、別途 110円切手を1枚納めてください。
	子の氏の変更許可				1					110円	欄外注記2参照	
	養子縁組許可				9					990円	欄外注記2参照	
	死後離縁許可	2			4					1440円	1500円	
	特別養子適格の確認	5			10		1	2		3690円	4000円	
	特別養子縁組の成立	5			10		1	2		3690円	4000円	
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)				10					1100円	切手と同額	
親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	4			8	2			10	3180円	3200円		
相続に関する審判	相続の放棄の申述				3					330円	欄外注記2参照	
	相続の限定承認の申述				5					550円	欄外注記2参照	
	相続の承認又は放棄の期間の伸長				3					330円	欄外注記2参照	
	相続財産清算人の選任				6					660円	欄外注記2参照	
	特別縁故者に対する相続財産分与	2			4					1440円	1500円	
	遺言書の検認				1					110円	欄外注記2参照	相続人1人につき
	遺言執行者の選任				6					660円	欄外注記2参照	
	遺留分放棄の許可				5					550円	欄外注記2参照	
	遺留分の算定に係る合意の許可	4			8	2			10	3180円	3200円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料										備考
		郵便切手の場合									予納金の場合 （欄外注記1参照） ※郵便料を現金・ 電子納付する場合 の金額。郵便切手 で納付する際は不 要	
		500円	210円	180円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
保護者選任に関する審判	保護者選任				3					330円	欄外注記2参照	
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可	2			4					1440円	1500円	
	氏の振り仮名の変更許可	2			4					1440円	1500円	
	名の変更許可				3					330円	欄外注記2参照	
	名の振り仮名の変更許可				3					330円	欄外注記2参照	
	戸籍訂正許可	2			10					2100円	切手と同額	
	性別の取扱いの変更	2			4					1440円	1500円	
	就籍許可	2			10					2100円	切手と同額	
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4			8					2880円	3000円	
調停事件	調停事件（遺産分割以外）			1	4		1	1	4	730円	1000円	当事者が3人までの場合
	調停事件（遺産分割）				10	2		10	10	1600円	2000円	
人事訴訟	人事訴訟	8			5	8	10	20	20	6450円	7000円	
その他手続	間接強制	6			8		1		10	4030円	4100円	当事者が1人増すごとに、500円を2枚、100円を4枚、10円を10枚それぞれ追加
	即時抗告（別1事件）	4				4	4	10	10	2900円	3000円 （欄外注記3参照）	
	即時抗告（別2事件）	4				10	4	10	10	3500円	切手と同額 （欄外注記3参照）	
	執行官に子の引渡しを実施させる決定	6			8		1		10	4030円	4100円	

（注1） 申立書等提出後、裁判所から「保管金提出書」を送付しますので、受領後に納付してください。送付後、電子納付、会計課（係）までの持参、現金書留又は裁判所の当座預金口座への振り込みによる方法で納めてください。なお、電子納付の方法により納付すると便利です（Pay-easy（ペイジー）対応のATM等を利用し、いつでも納付でき、振込手数料もかかりません。）。

（注2） 予納金での納付も可能ですが、金額が少額であることから、可能であれば郵便切手により納めていただきますようご協力をお願いします。なお、予納金での納付を希望される場合の金額は、申立先の裁判所にお問合せください。

（注3） 電子納付を希望される場合は、抗告審から保管金提出書が送付されます。